

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター一時保護所

第三者評価結果公表事項

1.一時保護所の概要

2021.12.14現在

一時保護所名	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター一時保護所			
所長名	加来 洋一			
所在地	長崎県長崎市橋口町 1 0 - 2 2			
電話番号	(095)844-6166			
定員	22名			
設立年月日	平成19年3月18日			
職員数	正規職員 11 人 嘱託職員 10 人 その他 0人			
職員	職名	人数	職名	人数
	課長	1 人	看護師	1人
	専門幹	1 人		人
	係長	2 人		人
	主任主事	4 人		人
	主事	3 人		人
	心理療法担当職員	1 人		人
	宿日直業務員	8 人		人
設備概要	居室等名	室数	設備等名	数
	児童男児共用部屋	3 室	便所	2 か所
	児童男児個室	2 室	洗濯室	2 か所
	児童女児共用部屋	3 室	脱衣室	2 か所
	児童女児個室	2 室	浴室	2 か所
	宿直室	1 室	静養室	1 か所
	指導員室兼宿直室	1 室	こども面会室	1 か所
	娯楽室兼学習室	1 室	食堂	1 か所
		室	プレイルーム	1 か所

2.理念・基本方針

倫理綱領 全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。 全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めてはならない。 児童の保護者は、児童を心身共に健やかに育成することについて第一義的責任を負う。 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。（児童福祉法第一条、第二条） 一時保護所は、子どもの安全を迅速に確保し、寄り添い適切な保護を行う。それにあたっては、子どもの最善の利益を最優先に考慮し、支援に当たっては常に権利擁護に留意するものである。 1 一時保護所職員は、子どもたちを出自、人種、性別、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済的状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。 2 一時保護所職員は、子どもの権利に関する擁護者、実践者であることを意識し、その業務のすべての場面において子どもを擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。 3 一時保護所職員は、子ども自身が子どもの生活等に関する今後の方針に参画し、自己決定していくことができるよう支援する。 4 一時保護所職員は、子どもに寄り添い、子どもの心身の安定を図り、安心感を持って生活できるよう支援する。 5 一時保護所職員は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努める。 6 一時保護所職員は、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努める。
--

3.特徴的な取組み

児童福祉法に基づいた児童相談所の併施設設で、一時的に児童を保護して、アセスメント、短期の指導を行うなど、児童に関わる職員すべてで児童を支援している。

4.第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	令和3年10月1日
評価実施期間（イ）評価結果確定日	令和4年2月
前回の受審時期（評価結果確定年度）	1回（平成 30 年度）

5.第三者評価機関名

特定非営利活動法人福祉総合評価機構長崎県事務所

6.社会的養護関係施設第三者評価研修修了番号

SK18277	SK18278

7.総評

【特に評価が高い点】

●メンタルケアを中心とした医療支援の充実

一時保護所（以降、保護所と表記）における必要な支援は保護された子どもに安心・安全な場所を提供することである。被虐待児等精神的に不安を抱える子どもについては、医師である所長自らが、毎週、診察・面接を行い、必要に応じ心療内科での受診を助言する等、一人ひとりのメンタルケアに努めていることがわかる。

また、児童心理司、児童福祉司（以降、ケースワーカーと表記）や一時保護所職員（以降、職員と表記）がチームを組み、子どもたちのグループワークの対応及び支援を行う他、精神的に不安定な子どもと向き合っており、それぞれに専門性を生かして支援している。

更に、感染症対策や日常的な健康管理においては保健師が指導し、令和2年11月から配した看護師は健康管理面を担当しており、子どもだけでなく職員にも大きな安心感を与えている。

所長自ら、被虐待児を中心としたさまざまな状況下の子どもへのメンタルケアを行うと共に、医療、心理等専門性を活かした支援が充実していることは、特筆すべき点といえる。

●SST・個別学習等社会復帰に向けた支援

保護判定課が策定する「令和3年度重点事業計画書」には、被虐待児童、対応困難な児童等へ、SST（ソーシャルスキルトレーニング）や再登校・適応支援コーチングプログラムによる個別学習などを掲げており、専門的に支援している。

また、週2回保護所に元教員であった人が来所し、所定の場所で個別に学習指導を行っており、希望する児童がより学習に集中できるよう環境に配慮していることが見てとれる。SST、個別学習等さまざまな方法を取り入れ、子ども一人ひとりの状況や特性に配慮し、社会復帰に向けて支援を行っていることは特長である。

●学生ボランティア等の活用による子どもの養育・支援と職場環境の改善

現在は新型コロナ禍のため中止しているが、コロナ禍以前は大学生ボランティアやアルバイトを受け入れている。このことは、学習支援だけでなく遊び相手となる等、学生とのかかわりにより、子どもが楽しみ・安らぎを得ると共に、他人を信頼することを学ぶ機会となっている。事実、この学生の姿が子どもの将来の目標にも繋がっている。更に、学生ボランティアの受入れで職員配置に余裕が生まれ、職員の専門性向上のための研修受講が可能となる等効果は大きい。このような学生ボランティア等の活用による子どもの養育・支援と職場環境の改善に向けた取組は高く評価できる。

【改善が求められる点】

● マニュアルの周知徹底と定期的な見直し

保護所では、“一時保護所マニュアル”をはじめとするマニュアル類を常時職員が閲覧可能な場所に設置している。

ただし、嘱託職員を含めた全職員への周知は不十分であり、課長は課題と認識している。今後は、マニュアルについて職員の周知徹底を図り、その実践状況が確認できる体制づくりが望まれる。また、各種マニュアルを整理整頓し、職員が活用しやすいよう工夫すると共に定期的に見直す等、マニュアルを活用し支援の質の向上に繋げるP D C Aサイクルへの取組に期待したい。

● 職員一人ひとりの専門性向上のための取組

保護所では、年度始めや年度途中に長崎県から届く研修案内を基に、参加している。

また、今夏、嘱託弁護士による“子どもの権利について”と題した権利擁護の勉強会を行っており、全職員が参加し学んでいる他、職員がweb研修を受講し、受講後に復命書を回覧し職員間で情報の共有を図っている。

このように職員の専門性の向上を図るための研修受講が確認できるものの、研修計画は作成しておらず、計画的な実施とはなっていない。

更に、保護所には職員一人ひとりについて、長崎県が定める目標管理制度及びトレーナー制度に基づく評価の仕組みがある。しかしながら常勤職員を対象としたものであるため、嘱託職員も含めた全職員のスキルアップを図る仕組みとはいえない。

今後は、“長崎県社会的養育推進計画”にもあるように、職員の専門性の向上のため研修計画や職員ごとの目標設定等、嘱託職員も含めた職員一人ひとりの育成に向けた取組が望まれる。

● 子どもの権利擁護のための職員間の連携強化

保護開始時から担当職員、ケースワーカー、児童心理司の3人がチームを組み、対象となる子どもを支援している。

しかし、ケースワーカーと児童心理司との時間調整が難しい現状にあり、連携が不十分になる時がある。更に、今年度から保護所の事務所が別の階に移動したため、物理的にも対象となる子どもについて十分に説明し、共通理解を図るための連携が難しいことが増えている。

現状では保護の長期化が課題となっており、保護の長期化は子どもの権利擁護の視点からも教育を受ける権利を侵すと考えられる。その解決にはケースワーカー、児童心理司、担当職員が連携強化すると共に、保護所を含む児童相談所として保護日数が長期化しない工夫や仕組みの構築が待たれる。

8. 第三者評価結果に対する施設のコメント

評価、指摘を真摯に受け止め、良い評価項目は継続し、改善事項についてはセンター内で共有して改善していきます。

9. 第三者評価結果：別紙の「第三者評価結果」に記載

(別紙)

第三者評価結果：一時保護所

【評価ランクの考え方】

s: 他の一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態

a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b: 「a」に向けた取組みの余地がある状態

c: 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

I 子ども本位の養育・支援		
1 子どもの権利保障		
(1) 権利保障		
① 子どもの権利に関する説明		第三者評価
NO.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	b
	【コメント】 長崎県制作の“こども権利ノート（みんなの幸せのために）”を利用し、保護開始時に子どもの権利についてケースワーカーや職員が、子どもの年齢に合わせて分かりやすく説明している。更に「一時保護のしおり」内でも、子どもの権利について明記している。 保護所では、毎週行う“こどもミーティング”の中で、権利ノートの読み合わせを行い、正しい理解を促す機会を設けている。 また、個別には保護開始から1週間程経過し、子どもの様子が落ち着いた時に、改めて説明する時間を設けている。 “こども権利ノート（みんなの幸せのために）”には、困った時に相談できるところとして相談先を掲載すると共に、最後には、わからなかったことや不安に思ったことなどは、職員など周りにいる大人の人に尋ねるようにと語りかけており、子どもの権利について適切に説明されていることが確認できる。 ただし、“こども権利ノート（みんなの幸せのために）”の内容は、児童養護施設等の内容も含まれているため、現在、保護所に合ったオリジナルのものを作成中である。更なる取組に期待したい。	
② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築		第三者評価
NO.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	b
	【コメント】 職員は、子どもが日々生活の中で困っていることはないか直接尋ねたり、行動観察において子どもの様子から要望や意見などがないか気掛けている。 学習室に意見箱と意見用紙を設置しており、意見用紙は、無記名で投稿できる。尚、氏名が明記されている場合は本人に返答している。 毎週行う“こどもミーティング”は、子どもに司会進行を任せており、グループワーク時の子どもの希望や要望などの声を聴取しやすい工夫がある。週ごとの目標として「人に迷惑をかける行動をしない」、「声のボリュームに気を付ける」等、子どもたちが話し合って決めており、子どもが意見を出し合い主体的に取り組む仕組みを設けていることが見てとれる。 また、心理療法担当職員が心理教育におけるグループワークを設けており、心理的側面からのアプローチにより、子どもの意見等を尊重することに努めている。 ただし、低年齢や身的環境から文字を書けない子どもや意見を自分から言えない子どももあり、職員は課題として認識している。今後の更なる意見等を表明しやすい仕組みづくりに期待したい。	

第三者評価結果：一時保護所

(2) 子どもに対する説明・合意		
① 保護開始に関わる説明・合意		第三者評価
NO.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a
	【コメント】 保護開始時、ケースワーカーが一時保護の理由や目的、保護所での生活等について子どもに説明している。 保護所にて作成した「一時保護所のしおり」では、一時保護は安全で安心な場所を提供し、自分のことをじっくり考え、その後の安全・安心な生活を作っていくことが目的であることを記している。また、ふりがなやイラストなどを用いて説明しており、子どもに分かりやすい表現に留意し、具体的に説明していることがわかる。 また、保護開始時に私物の持ち込みについて担当職員が説明し、保護所で保管する私物は撮影し、チェック表に記録している。 不服申立ての方法等については、ケースワーカーが保護者に説明している。 保護開始にあたり、子どもに対して適切な説明と合意を、ケースワーカーを通して得ていることが確認できる。	
② 保護期間中の説明・合意		第三者評価
NO.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b
	【コメント】 職員は、保護期間中、子どもたちが現状や見通しについて理解・納得出来ているかを汲み取り、スタッフ会議を通してケースワーカーや児童心理司と情報共有し、把握に努めている。また、見通し等について不安を持つ子どもには、ケースワーカーに面接を依頼し、家族との調整状況や今後の見通し等について理解を得ている。 ただし、今年度からケースワーカー増員により、保護所の事務所が別階に移動したため、子どもが十分に理解できる説明を行うためのケースワーカーとの連携確保が難しいことが増えている。朝のラジオ体操の時間は職員とケースワーカーが同席する時間帯であり、この時間を更に有効活用する等、連携確保のための工夫に期待したい。	
③ 保護解除に関わる説明・合意		第三者評価
NO.5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a
	【コメント】 一時保護の解除にあたっては、ケースワーカーが子どもに伝え、子どもの意向や意見、気持ちを確かめている他、児童心理司も頻繁に子どもと面談を行い、本人の意向や気持ちを汲み、保護解除について子どもの合意を得ている。 子どもから解除について問いかけがあった場合は、職員がケースワーカー又は児童心理司が回答する旨を伝え、両者に対応を依頼しており、子どもの不安な気持ちを軽減するよう配慮している。	
NO.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	b
	【コメント】 保護解除後の相談や支援窓口の説明は、児童相談所のケースワーカーの業務となっており、保護所内では行っていない。 ただし、SOSの出し方、児童相談所全国ダイヤルの使い方、相談方法等、子どもの状況によっては保護所内でサポートすることで、子どもの安心感に繋がるとされる。子どもが自らSOSを出せるようエンパワメントの取組に期待したい。	

第三者評価結果：一時保護所

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限		第三者評価
NO.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	a
	【コメント】 子どもの安全確保、権利への配慮を行いながら、外出、通学、通信、面会など対応している。通学、通信、面会はケースワーカーが対応し、保護者の希望があれば電話を繋いでいる。 個別処遇において、通学やオンライン授業参加など事例が確認できる。尚、子どもの安全確保の観点から、通学に関してはケースワーカーが同行するなど慎重に検討している。 行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を本人に説明している。子どもがその制限に不満や不服から粗暴な態度を示す場合には職員が状況を記録し、ケースワーカーや児童心理司を交えて本人の納得が得られるように努めている。 制限が不要な子どもについては、児童養護施設などへの一時保護委託の選択肢を含めた対応を検討し実行している。	
(4) 被措置児童等虐待防止		第三者評価
NO.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
	【コメント】 学習室に意見箱を設置しており、職員が使い方を説明している。 職員による暴力、暴言等の心理的虐待等の行為は行われていない。 今夏、嘱託弁護士による“子どもの権利について”と題した権利擁護の勉強会を行っており、全職員が参加し学んでいる。 更に、外部研修のweb研修を4人の職員が受講しており、受講後には、復命書を回覧し職員間で情報の共有を図っている。 ただし、被措置児童等虐待対応ガイドラインを基にした内部研修など、組織的な取組は確認できなかった。 今後、虐待防止のための研修実施を含め、組織運営面での取組が待たれる。	
(5) 子ども同士の暴力等の防止		第三者評価
NO.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a
	【コメント】 職員は、子ども同士のけんかがあった場合、双方からの話を聞いて解決方法をアドバイスしている。発達障害を持った子どもの場合、他人の気持ちを理解することが難しく、場の空気も読めない等から、他の子どもの不満に繋がることがあり、職員が間に入って対応している。 また、子どもが、他の子どもとの関わりにおける悩みなどを打ち明けてくれる場合もある。職員は子どもの表情や言動から思いを汲み取る等、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止に向けた対応に努めている。 更に、状況に応じて児童心理司の応援を得る等、組織的な取組を講じていることも確認できる。	
(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮		
① 思想や信教の自由の保障		第三者評価
NO.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	b
	【コメント】 これまで、文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い、宗教上での食事制限等、対象となる子どもの事例はないものの、類例としてカトリックを信仰する子どもが、祈りの際に用いるネックレスを指導員室で保管し、祈りの時に渡し、終わってからまた預かっている事例が確認できる。	

第三者評価結果：一時保護所

② 性的なアイデンティティへの配慮		第三者評価
NO.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	b
	【コメント】 これまで性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入事例はない。 職員のグループワークにおいて、性的マイノリティへの正しい知識を学ぶ機会を設けている。 更なる取組として、例えば性的なアイデンティティ問題に取り組む地域の若者による団体等と連携する等、知見を広げると共に性的なアイデンティティへの配慮に関して、一時保護所ガイドラインを参考に、あらかじめ対応を検討しておくことが望まれる。	
2 養育・支援の基本		
(1) 子どもとの関わり		
① 安全感・安心感を与えるケア		第三者評価
NO.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	b
	【コメント】 職員は、保護時の子どもの状況をケースワーカーと連携し把握すると共に、子どもが入所することになった理由を理解し、スタッフ会議にて情報の共有を深めている。 また、近隣の学校の体育館で行う運動時、子どもを見守る職員の姿勢から、子どもとの関わりに配慮していることが窺える。 子どもと職員との間には一線を引くよう心がけているが、名前を呼ぶ際の敬称の付け方が職員間で統一されていない。今後は「さん」付けで呼ぶことを統一することである。より尊厳をもった接し方に結びつくよう期待したい。 職員は子どものプライバシーに配慮した対応を心掛けており、子どもに対して友だちであっても他児の部屋には入らない等の指導を行っている。一方でプライバシーに関する職員研修は行われておらず、職員がどこまで理解しているかを把握する仕組みがない。今後は、職員研修を取り入れ、プライバシーに配慮した支援方法を共有化することが待たれる。	
② エンパワメントにつながるケア		第三者評価
NO.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	b
	【コメント】 職員は、子どものエンパワメントについて、子ども自身で切り開くよう見守る支援を心掛けている。“こどもミーティング”において、他の子どもの意見や行動に流されたり、内向的な性格の子どもに対しては、職員とケースワーカーが連携し、個別に対応しており、本人がモチベーションを保てるよう支援している。 自己を否定する子どもはモチベーションが低くなっており、職員の励まし等では自己肯定感を持つまでに至らないため、児童心理司に繋いで聞き取りを行う等の対応を行っている。	
(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮		第三者評価
NO.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	b
	【コメント】 子どもの聞き取りはケースワーカーが行っており、職員はケースワーカーと連携して情報を共有している。保護所として、聞き取りについての必要な技法を学ぶ機会を提供しておらず、職員間での経験値によるOJTに任せるところが大きい。職員の中には自ら学ぶ等、意識の高い職員もあり、専門的な聞き取りの技法を学ぶ機会を保護所として設けることで、全職員がよりスキルアップした聞き取り技法を習得出来るよう期待したい。	

第三者評価結果：一時保護所

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備		
1 適切な施設・環境整備		
(1) 設備運営基準の遵守		第三者評価
NO.15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	a
	【コメント】 保護所の設備は、児童養護施設の設備運営基準を満たしており、男子と女子の居室は、ドアでエリアを分けている。部屋数の関係で相部屋になることがあり、子ども間のプライバシーが確保できない部分があるが、その際は子どもの特性や入所理由等を十分考慮している。 夜間の受入れや特殊な保護を行った場合には、通常の居室とは別に部屋を準備し、対応している。 尚、今年度は新型コロナ対策の一環として、個室化について国が予算化を図っており、年明けには男子・女子の共同部屋4室を個室化する改修工事が決定している。	
(2) 個別性の尊重		第三者評価
NO.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	a
	【コメント】 平日の朝は子ども全員が参加するラジオ体操を行っており、子どもとケースワーカーが直接ふれあい交流する場となっている。 平日の午前中は学習や運動、土・日・祝日は製作やグループ活動を行っており、午後は食事や入浴を除き、自由時間を確保している。週に1回はおやつや買いものに近所のスーパーへ出向いている。 個別性に配慮している中であっても、ヘアカラーは入所時に染め直すよう説得し本人の同意を得て支援している。散髪は男女とも理髪店を利用しており、その際はケースワーカーを通じて必ず親の同意を得ている。 また、個室の環境が必要な子どもには、可能な限り個室を提供していることが確認できる。	
(3) 生活環境の整備		第三者評価
NO.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	b
	【コメント】 居室は外部から直接見えることは無く、朝のラジオ体操も中庭で行っている。食堂のカーテンは食事時には閉め、外部からの視線に対して配慮していることが窺える。 設備で破損等があった場合は、すぐに撤去したり補修を行っている。 保護所内は清潔を保持しており、年1回、衛生委員会が職場環境も含めて巡視を行っている。 ただし、温度計での気温の測定は行っておらず、子どもの要求に応じて職員が温度調整を行っている。今後は、温度以外の音・湿度・におい等の環境面の評価を定期的に行い、心身育成に適切な環境を整えるための取組が望まれる。	
2 管理者の責務		第三者評価
NO.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	b
	【コメント】 事務分掌表にて、保護判定課課長（以降、管理者と表記する）の役割と責任が明確になっており、職員に周知している。 管理者は職員への指導・教育に徹する中で、アセスメント（行動観察）のポイント等の文書を職員へ配付し、リードする立場として職員との信頼関係を築いている。 保護所はリスクマネジメントの観点から、インシデント・アクシデントの情報収集にも取り組み始めた段階である。他にも、子どもへの接し方や方針など管理者がSVとして参画し検討した記録が確認でき、今後、より質の高い養育・支援の実施のため、リーダーシップを発揮することが期待できる。	

第三者評価結果：一時保護所

3 適切な職員体制		
(1) 設備運営基準の遵守		第三者評価
NO.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	a
	【コメント】 児童養護施設の基準を基に職員配置を行っており、現在、職員が宿直業務に入ることになったため、昼間に支援体制を手厚くするために、開設当時より2人増員している。 近年、保護される子どもの様子にも変化がみられ、非行性や発達障害のある子どもが増えている等、児童養護施設の配置基準では困難な事例が増えており、通常の保護所の職員数では負担が大きい現状にある。そのため、職員配置では、概ね朝の7時～9時、夜18時～22時の時間帯に臨時に増員して対応している。このようなことから、目が行き届かないと感じることもある中で、職員が最大限の努力をしていることが窺える。 更に特長として、医師である所長の他、令和2年11月から看護師を配置しており、専門職の中でも特に医療面について充実していることは見逃せない。	
(2) 職員の適正配置		第三者評価
NO.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	b
	【コメント】 事務分掌にて職員の役割は明確である。調理は外部委託である他、近隣の学校からの派遣教員は学習指導、児童心理司は子どもたちのグループワークの対応・支援を行っている。また、子どもに落ち着きがなかったりイライラしている場合に専門性を生かして対処し、子どもと向き合って支援している。 子どもの聴取を行う職員は、日常業務の中で子どもとの対面法を自ら検討しているものの、保護所として内部研修は行っていない。 今後、職員の質の向上に向けて、内部研修に取り組むことを期待したい。	
(3) 情報管理		第三者評価
NO.21	情報管理が適切に行われているか	b
	【コメント】 個人情報に関わる書類は、日常的に施錠している指導員室内の棚に保管している。また、入退所等の個人情報はホワイトボードに記載し、宿直者と職員間の引き継ぎに活用しており、ホワイトボードが外部の目に触れることが無いよう、アコーディオンカーテンで仕切っている。 県担当課が個人情報保護に関する研修を行っており、センター内の県職員が受講している他、オンライン研修にて個人情報保護のみならずハラスメント等の研修も行っている。ただし嘱託職員は受講していない。 また、県として個人情報に関するマニュアルは作成しているものの、一時保護所の内容に対応したものが無く、今後の課題である。取組に期待したい。	
(4) 職員の専門性向上の取組		第三者評価
NO.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	b
	【コメント】 年度始めや年度途中に、長崎県から届く研修案内を基に、今年度は新型コロナ禍によりWeb研修を受講しており、受講後には、復命書を回覧し職員間で情報の共有を図っている。ただし、職員の専門性の向上を図るため、研修を実施しているものの、研修計画は作成しておらず、計画的な実施とはなっていない。 保護所には職員一人ひとりについて、長崎県が定める目標管理制度及びトレーナー制度に基づく評価の仕組みがあるものの、常勤職員を対象としたものであるため、嘱託職員も含めた全職員のスキルアップを図る仕組みとはいえない。 今後は、保護所として職員の専門性の向上のため研修体制や職員ごとの目標設定等、嘱託職員等も含めた職員一人ひとりの育成に向けた取組が待たれる。	

第三者評価結果：一時保護所

NO.23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	b
	【コメント】 毎日、朝夕のミーティングで、ホワイトボードを活用し職員間の情報共有を図っている。 ただし、職員は勤務時間が変則で、ケースワーカーは訪問により不在が多く時間のずれがあるなど、保護判定課内の判定班とこども保護班の2つの班の垣根を越えた情報共有・引継等を確実に実施できていない状況にある。 管理者は、朝の申し送り時にケースワーカーや児童心理司などの保護判定班の職員も参加することができれば、より子どもの理解が深まるとの考えを持っており、更に今後は書面やメールを活用し、伝達が行き渡る体制を構築していく方針である。 次年度からケースワーカーを増員する計画にあることから、更なる必要な情報が共有される仕組みの構築が望まれる。	
(5) 児童福祉司との連携		第三者評価
NO.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	b
	【コメント】 保護開始と共に担当職員、ケースワーカー、児童心理司の3人がチームとなり支援している。 3人はスタッフ会議を開き、担当する子どもの支援について協議するルールがある。担当職員が会議開催を取り決めているものの、時間調整が難しくケースワーカー、児童心理司の業務の合間に行うこともある。 職員は、時間調整が難しい現状にあり、連携が不十分になることが課題と捉えている。今後の改善・検討が待たれる。	
(6) 職場環境		第三者評価
NO.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a
	【コメント】 長崎県職員として、県の“一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例”に基づいた労務管理を行っている。 年1回の健康診断の際に、全員が県が定める“心身の健康チェックシート”に記入しており、健康指導が必要な場合は県の保健師の指導がある。また、メンタルヘルスに関しては窓口を設けており、取組が確認できる。 毎年度、県が主催するコンプライアンスに関する研修があり、保護所の職員はハラスメントの対応策に関するWeb研修を受講している。県ではコンプライアンスに関する意見や相談等を受け付ける仕組みがある。 また、例年、福祉保健課の課長がセンター全体に向けてハラスメントの防止策・対応策について講習を開いており、昨年度は新型コロナ禍で中止となっている。	
4 関係機関との連携		
(1) 医療機関との連携		第三者評価
NO.26	医療機関との連携が適切に行われているか	S
	【コメント】 子どもが医療機関を受診する際は、昼間はケースワーカー、児童心理司、職員が、夜間は職員が対応している。保護所には看護師を配置しており、看護師が不在時には所内の他部署の保健師の協力を得ることができる体制がある。 特に、長崎こども・女性・障害者支援センターの所長が医師であり、子どもが治療的ケアを必要とする際のアドバイスを所内で相談できる体制であることは、特筆すべき点である。近隣の医療機関の協力もあり、子どもに対するチームケア体制を整備しており、子どもと職員の両方に安心感を与えている。	

第三者評価結果：一時保護所

(2) 警察署との連携		第三者評価
NO.27	警察署との連携が適切に行われているか	a
	【コメント】 警察署との連携は保護所職員ではなく、ケースワーカーが行っている。身柄付き通告の場合は、不満を抱えたままの子どもが多いため、保護所へ行く理由を警察官が説明し、納得できるよう配慮している。 警察が子どもに対し事情聴取を行う際は、職員が引率して警察署に出向く場合と、警察官が来所して相談室で職員同席の下、実施する場合がある。保護所職員が関わることで子どもの精神的な負担軽減となるよう支援している。 無断外出等に備え緊急対応マニュアルを整備しているが、ここ数年無断外出は発生していない。	
(3) 施設・里親等との連携		第三者評価
NO.28	施設や里親等との連携が図られているか	a
	【コメント】 一時保護の解除に向けて、施設や里親との連携は、保護所職員ではなく、ケースワーカーと児童心理司が行っている。その打ち合わせ内容は児童ケース記録に記載しており、保護所も情報共有している。	
(4) その他の機関との連携		第三者評価
NO.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	b
	【コメント】 子どもの養育・支援を適切に行うための必要な関係機関として、学校や児童福祉関係の機関・団体等が挙げられる。中でも近隣の学校から教員の派遣を受けており、教員は午前中の学習時間に子どもの質問等に対応し関わっており、子どもにとって学ぶことを保障された貴重な時間となっている。また、別の学校には体育館を借用し、子どもの運動の場を確保している。 現在は新型コロナ禍のため中止しているが、従来は大学生をボランティアで受け入れており、学習のサポートや遊びの相手をする等、交流している。この学生の姿は、子どもの将来の目標となっている。	
Ⅲ 一時保護所の運営		
1 一時保護の目的		第三者評価
NO.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	b
	【コメント】 保護所としての理念は設けていないものの、「倫理綱領」及び「行動規範」を策定しており、一時保護の目的に合致したものとなっている。 ただし、全職員への資料配付はできておらず、周知が不十分であることは課題であると言える。 今後、班会議の中で読み合わせを行うと共に、欠席の職員には別日に改めて実施することなどを検討中である。 保護所の職員として、全員が目的を理解し、同じ目標の下に子どもの支援ができるよう、全職員への周知徹底とその後の継続的な取組が待たれる。	

第三者評価結果：一時保護所

2 一時保護所の運営計画等の策定		第三者評価
NO.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	b
	【コメント】 保護判定課が「令和3年度重点事業計画書」を策定している。 被虐待児童、対応困難な児童およびその保護者等への専門的支援に関する計画であり、SST（ソーシャルスキルトレーニング）や再登校・適応支援コーチングプログラムによる個別学習などを掲げている。 保護所マニュアルには年度の活動・行事計画も明記しており、計画に基づき実施している。 また、今年度は、年度途中に新型コロナ対策の一環として、個室化について国が予算編成しており、年明けには男子・女子の共同部屋4室を個室化する改修工事が決定している。 運営について、予算においては県全体での設定となるため、前年度に予算をあげてはいるものの、保護所としての評価、見直しなどは難しい現状にある。 県の予算運営のもと可能な限り、事業計画等の策定を進め、評価・見直しの仕組みを構築することに期待したい。	
3 一時保護の在り方		第三者評価
NO.32	緊急保護は、適切に行われているか	b
	【コメント】 緊急保護の受入れにあたり、昼間はケースワーカーが全て行い、夜間は保護所職員が行っており、翌朝報告しケースワーカーが対応している。 子どもへの説明はケースワーカーが行っている。 夜間の緊急保護時については、保護所職員が手順に沿って対応しており、保護所内の子どもたちが安心して就寝できるよう配慮し別室に保護している。 保護期間の検討については、ケースワーカー、保護所管理者等で構成する判定会議で行っている。	
4 一時保護所における保護の内容		
(1) 生活面のケア		第三者評価
NO.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a
	【コメント】 基本的に日課表に沿って生活している。日課表のスケジュールに沿えない子どもには声掛けしたり、場合によっては居室でクールダウンするようサポートしたり、励ましの言葉を掛けるなど工夫している。収まらない時は別の職員が対応したり、居室で個別のケアを行っている。 保護所として、職員は子どもに対する過度なスキンシップは避けること、同性の職員が対応し、異性に対する距離感を保つことをルールとしている。 職員は歯磨き等を指導的な立場ではなく手伝うことを心掛けており、また子どもが洗濯物を干す際にも手伝ったりしている。 食事の際は当番の子どもが台拭きを行う等、子どもができることは子ども自身で行うことを促し、職員は見守る姿勢で対応している。	
(2) レクリエーション		第三者評価
NO.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	a
	【コメント】 以前は全員で野外活動を行う機会があったが、新型コロナ禍の影響と子どもの人数増加により、現在は行っていない。全員でのスーパーマーケットでの買い物会も、現在は一人ずつの対応となっている。土曜日に製作の時間を設けているが、職員は、子どもたちの要望に応えきれていないと感じている。 朝のラジオ体操にはケースワーカーと児童心理司も参加し、子どもに声掛けしている。廃校になった中学校から遊具を譲り受けて、子どもに提供している他、ゲームの部品がなくなったら担当職員が補充している。 限られた環境の中で子どもの年齢に合わせたレクリエーションを提供しようとする職員の前向きな姿勢が確認できる。	

第三者評価結果：一時保護所

(3) 食事（間食を含む）		第三者評価
NO.35	食事が適切に提供されているか	a
	【コメント】 食事とおやつは委託業者の調理員が作り、定時に適温な料理やおやつを提供している。定時に摂ることが出来なかった子どもには、個別に対応している。 アレルギーへの配慮は、子ども自身や保護者に情報提供を求めてメニューに反映している。苦手な献立には職員が食べるよう声掛けしているが、どうしても食べることが出来ないものは無理強いしないこととしている。 食堂では、子どもの背丈に合わせて、テーブル椅子を調節しており、子ども一人ひとりへの配慮が窺える。 食事の際は窓のカーテンを閉め、外部からの視線を遮断している。新型コロナ禍対策として、同じ方向を向いて食べたり、各テーブルにアクリル板を設置しており、十分な配慮を行っている。 また、子どもの状態によっては、食事を別室に運ぶこともある。 食事は、職員が当番で検食していると共に調理室の安全・衛生を確保し、おいしい食事を適切に提供していることが確認できる。	
(4) 衣服		第三者評価
NO.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	a
	【コメント】 保護所に入所した時点で、衣服は保護所が準備しているものを提示し、本人が自由に好みのものを選ぶことができる。衣類は寄付が多く、衣服の傷みについては、ボタン等の修繕や新品に交換するなど適切に支援している。 洗濯は毎日の入浴時間帯に子ども自身で行い、清潔を保っている。 保護所では、気候に合わせた衣服を倉庫に常備し、年齢や発達段階に応じた適切な衣服を提供するよう職員が心掛けている。	
(5) 睡眠		第三者評価
NO.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	a
	【コメント】 消灯時間は21時、起床時間は7時であり、宿直職員が3回巡回している。就寝時間については、年齢の低い子どもは先に寝ている傾向にある。 就寝時の空調温度は適切に設定している他、寝具は居室とは別の部屋に保管しており、就寝時に子どもが居室へ運んでいる。シーツ等は職員が管理しており、清潔を保っている。 年齢の低い子どもが夜泣きする時は、安心して眠れるよう職員が傍で優しく声を掛けている。特に女兒は夜中に個別対応の要求が多く、眠れない時は居室で話を聞き、子どもの不安を軽減するよう配慮している。	
(6) 健康管理		第三者評価
NO.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	S
	【コメント】 令和2年11月から看護師を配置している。看護師は子どもと会話したり様子を観察して、具合が悪い子のケア、便のチェック、通院時の付き添い等を行っており、看護師不在時は職員が対応している。子どもが急に具合が悪くなった時は看護師に連絡し、指示を仰ぎ対応している。 歯科検診の際、通院は看護師が同行し、心療内科等への通院はケースワーカー、児童心理司、職員が対応している。 このように看護師の存在が健康管理面で子ども、職員双方に大きな安心感を与えていることは、保護所の強みである。看護師の配置は単年度とのことであるが、配置を継続し現在の体制を維持することで保護所の更なる強みとなると期待できる。	

第三者評価結果：一時保護所

(7) 教育・学習支援	第三者評価
NO.39 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	a
【コメント】 学習室・娯楽室にて、近隣の学校から派遣教員が、月曜日から金曜日まで学習支援を担っている。壁に向かって机を配置し、読書の時間、学習の時間と順に時間を定め、持参してきたプリントやケースワーカーが在籍校の担任教員から預かったテスト問題・問題集などを使用して勉強できるよう配慮している。また、学力調査を行い子どもの学力や得意・不得意の把握にも努めている。 本棚には、漫画や参考書、図鑑などを備えており、担当職員が管理し子どもたちの希望の本の購入や参考書・問題集の買い替えも行っている。また、筆記用具は職員が管理し、安全面に配慮している。 更に、また、週2回保護所に元教員であった人が来所し、所定の場所にて個別に学習指導を行っている。 学校行事や修学旅行等はケースワーカーが学校まで送迎し参加している。在籍校によっては、教員による面会やタブレットによるオンライン学習がある他、新型コロナ禍以前は大学生のボランティアやアルバイトが来所し学習支援を行っている。尚、停止している学習支援は、新型コロナが収束後に再開する予定である。 また、学習室で集中できない子どもは、居室に戻って一人の空間を設ける等、子どもの希望に応じた環境を確保している。 尚、高学年児童においては学習時間が短く、学習内容も不十分である他、入所期間の長期化による学力低下などを職員は課題と認識している。こうした課題をふまえ、SST・個別学習等さまざまな方法を取り入れ、子ども一人ひとりの状況や特性に配慮した教育・学習支援に努めている。	
(8) 保育	第三者評価
NO.40 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	b
【コメント】 未就学児には、職員が一人付いて、プレイルームで遊ぶ時間を設けたり、年齢や発達段階に応じて、ひらがな、数字などの練習を行うなど適切な教育・保育を行っている。 現状としては、保育士の採用や保育メニューの導入などが課題点となっており、今後の更なる職員の保育技術の向上に期待したい。	
(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等	第三者評価
NO.41 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	b
【コメント】 家族等との関係調整は、ケースワーカーの業務となる。 保護所職員は、多忙なケースワーカーと直接打ち合わせができない場合は、メールを活用し、家族への支援内容や面会後のフォロー等、情報を共有し連携している。 職員は、子どもの気持ちを優先して意見を十分に聴取した上で、本人に家族との面会を拒否してもよいことを伝えている。 ただし、子どもに対する家族や家族への支援等についての情報提供は十分ではない。事案によって対応は異なると思われるが、更なる検討が望まれる。	

第三者評価結果：一時保護所

5 特別なケアの実施		
(1) 性的問題への対応		第三者評価
NO.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	a
	【コメント】 性的加害児の事例はないが、被害児の事例が多い。 被害児は個室対応等、空室の状況に応じて居室の配慮を行っている。 保護後、時間をおいて本人に被害状況の聞き取りを行っている。子どもへの聞き取りは、ケースワーカー、警察、検察だけでなく、職員が同席して本人の精神的負担の軽減を図っている。 フォローを行う際には、PTSDに配慮して支援している。子どもにはパンフレットを用いてプライベートパーツについて教えている。	
(2) 問題行動のある子どもへの対応		第三者評価
NO.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
	【コメント】 受け入れ時に、職員が自傷行為の可能性などの情報をケースワーカーや児童心理司と共有している。児童心理司が、子どもの気持ちを聞き、医師のアドバイスを受け医療へ繋いでいる。 職員は、自傷行為に至らないよう、備品の管理を徹底している。問題を抱えた子どもがいる場合は、時間外勤務等、シフトを調整し、夜間でも職員を増員することがある等、適切な対応を取るための体制づくりに努めている。	
(3) 無断外出を行う子どもへの対応		第三者評価
NO.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	a
	【コメント】 受け入れ時に、無断外出を行う可能性等の情報は把握している。 保護所内は施錠し管理を徹底しているため、無断外出ができない環境である。 保護所では、無断外出対応について手順を定めた文書を設置している。 週に数回ある外出時は、職員が子どもの集団の先頭、中間、後尾に付いている。 現在は事例はないが、万一無断外出が発生した際は、主たる対応者はケースワーカーと定めている。複数人での無断外出は、保護所に戻った後には個々に離して保護する等の手順を定めている。	
(4) 重大事件に係る触法少年への対応		第三者評価
NO.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	a
	【コメント】 特別体制による一時保護について、実施要領定めると共に職員対応マニュアルを整備している。 こども・女性支援部部長をはじめ、ケースワーカー、保護所管理者、職員で校正する受理会議にて保護を決定している。その後、保護所職員が体制を整えて、マニュアルに沿って支援している他、子どもの状況に応じて、ケースワーカーの応援を依頼している。 他児への影響を考え、別室で24時間体制で見守りを行うこともある。 現在、重大刑法にかかる対象児はいない。	

第三者評価結果：一時保護所

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応		第三者評価
NO.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
	【コメント】 身近な親族を失った場合は、ケースワーカーが送迎する等し可能な限り葬儀に参列している。これまでに、両親などの肉親が亡くなって入所する事例はないが、あらゆる事態が想定できるため、引き続き、ケースワーカーや児童心理司との連携において、グリーフケアやモーニングワークも視野に入れ、適切に対応していくことが望まれる。	
(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応		第三者評価
NO.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	S
	【コメント】 被虐待児を受け入れる際の窓口は、ケースワーカーが担っている。保護開始時に、児童記録票を基に受理会議を開き、その後担当職員、ケースワーカー、児童心理司がチームを組み支援にあたっている。また、職員間の情報共有にも努めている。 毎週定期的に、所長である医師の面接・診察があり、助言をもらって通院する子どももあり、治療的なケアを行っている。 保護所では受理会議からスタッフ会議を重ねる等、早期にかつ的確に評価を行っている。被虐待児に対して十分な対応策や受入体制を確保していることは、特筆すべき点と言える。	
NO.48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
	【コメント】 発達障害児や軽度の知的障害児の子どもを受け入れているが、重度の身体障害児については、建物構造と設備の面から個別対応が難しく、障害児施設に委託している。 職員は、個々の障害についてケースワーカーからの情報を基に対応している。また、保護判定班の研修や県の子育て支援課（発達障害の担当課）が行う研修等、障害児理解に関連する情報があれば研修に参加しており、障害児の受け入れに対する適切な対応・体制確保に向けて取り組んでいる。 ただし、現状は、嘱託職員も含め全職員が研修に参加する時間の確保が難しいため、ボランティアやアルバイトを補充し、シフト調整に余裕を持てるよう進めていく方針である。今後の取組に期待したい。	
NO.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
	【コメント】 保護所では喘息による吸入、アトピー疾患など服薬が必要な子どもが多く、服薬管理は看護師が担っている。服薬時は、担当職員と看護師との二重チェックを徹底しており、飲み忘れや誤薬等が発生しないよう工夫していることが確認できる。 また、看護師によるエピペンの管理など、緊急時必要な医療行為が適切に行える環境・体制づくりが見てとれる。 ただし、必要な医療行為を適切に行うための職員研修等は実施していない。 今後も健康上配慮が必要な子どもを受け入れる体制づくりとして、研修等の実施と、健康面における子どもの観察・管理の徹底に向けた更なる取組に期待したい。	

第三者評価結果：一時保護所

6 安全対策		
(1) 無断外出防止及び発生時対応		第三者評価
NO.50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a
	【コメント】 一時保護施設の構造上、これまで無断外出の事例はない。 一時保護児童無断外出対応要綱を整備し、職員の役割、警察署や保護者への連絡など対応を明確にしている。 未然防止のため、外出時は職員を先頭、中間、後尾に配置して確認している。突発的な行動の可能性がある子どもは、外出制限を検討し無断外出を未然に防止している。 居室の窓は人の通り抜けができないよう開口制限を施すと共に、保護所の出入口は施錠や防犯カメラの設置など、管理体制を整えている。	
(2) 災害時対策		第三者評価
NO.51	災害発生時の対応は明確になっているか	a
	【コメント】 保護所の避難計画があり、訓練を行っている。 夜間想定訓練も実施しており、夜間想定では、夕方訓練を実施している。地震を想定した訓練も4ヶ月に1回行っているのは、特筆すべき点である。 センター全体の消火器、消火栓等の確認は、消防署が行っている。 緊急事態発生時の関係機関との連携について、具体的な連携方法、手順等が明確になっている。	
(3) 感染症対策		第三者評価
NO.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a
	【コメント】 感染症予防マニュアルを作成している。 感染症発生事例はないものの、万が一の発生に備え、消毒セットを用意し、別室で対応することと定めている。 令和2年11月から看護師を配置しており、保健師のアドバイスと共に、看護師が職員・子どもに感染症予防の指導を行っている。 昨年、親族が新型コロナ陽性であった子どもを別室に隔離した事例があり、マニュアルに従い感染を防ぐための対策を講じていることが確認できる。 所長が医師であり、看護師・保健師と共に指導を受けられる環境にある。	
7 質の維持・向上		第三者評価
NO.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	C
	【コメント】 保護所では、“一時保護所マニュアル”、“無断外出マニュアル”、“感染症対策マニュアル”を常時閲覧可能な場所に設置している。 “一時保護所マニュアル”は、一時保護業務について、緊急対応マニュアル(火災・不審者・暴力等、急病等)、災害等緊急時行動指針(地震、突風・竜巻、大雨・洪水)、宿日直の手引きなどで構成している。 リスク管理に関しては、ヒヤリハット、インシデント・アクシデント報告用紙を整備しているが、職員が積極的に報告するための工夫やリスクの洗い出し、情報の分析等はこれからであり、管理者は職員の意識付けを図っている。 今後は、マニュアル等における職員への周知徹底を図り、その実践状況が確認できる体制と、定期的にマニュアルを見直す仕組みづくりが待たれる。	

第三者評価結果：一時保護所

NO.54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	C
	【コメント】 平成30年度の第三者評価モデル事業で自己評価を実施した後、今年度、初めて第三者評価の受審に臨んでおり、より良い一時保護所を追求する姿勢は評価できる。 自己評価及び第三者評価受審後の結果を含めた評価結果の分析・検討を行う際にPDCAサイクルを実施し、保護所としての質の向上への仕組みづくりに期待したい。	
IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント		
1 アセスメントの実施		
(1)	保護開始時	第三者評価
NO.55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	S
	【コメント】 子どもの家庭状況に関する情報の聞き取りはケースワーカーの業務であり、職員は児童記録票にて、家族構成や家庭での様子などの情報を得ている。 健康状態等の確認は、日々の健康チェック表による管理や歯科検診受診の他、異常等があれば医療機関を受診している。 保護開始にあたり、ケースワーカーから職員へと情報が行き渡り、健康面を看護師が管理しており、組織的に子どもの養育・支援に必要な情報を十分に把握し支援に繋げていることは高く評価できる。	
NO.56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	a
	【コメント】 関係機関等との情報交換や総合的なアセスメントはケースワーカーが行っている。 保護所では、担当職員がケースワーカー、児童心理司とスタッフ会議を行い、支援方針を協議しており、他の職員にはホワイトボードを活用し伝達している。 職員が子どもの入所期間が長いと感じた時は、スタッフ会議を通してケースワーカーに確認を取っている。 保護所ではケースワーカーや児童心理司との面接で見せることのない生活面がみられるため、今年4月に管理者が“一時保護アセスメントのポイント”を職員に配付し、注意してみるポイントの周知・理解を図っている。	
2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施		第三者評価
NO.57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
	【コメント】 個別対応プログラムが必要な場合は、ケースワーカーが作成している。 職員は、決められた方針に沿って行動観察を行い日誌に記録し、ケースワーカーや児童心理司と共有している。 ただし、突発的な対応が迫られる一時保護のケースでは、子どもの情報が無く、担当職員とケースワーカー、児童心理司が会議する時間を合わせることができないことがある。ホワイトボードに記入するなどの対策を取ってはいるものの、情報共有・連絡が不十分となる場合があり、今後の改善・検討が待たれる。	

第三者評価結果：一時保護所

NO.58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	b
	【コメント】 支援方針の見直しは、ケースワーカーを中心に行っている。 スタッフ会議後、適宜、判定会議、援助方針会議により、一時保護中の子どもの支援方針を見直している。 ケースワーカーによっては、担当児童や緊急事案が重なり、面接が遅れていることがある。子どもから「面接が少ない」との声が挙がった場合は、その旨を職員がケースワーカーに伝えており、支援方針の見直しに繋がる連携、対応に努めていることが見てとれる。 入所期間が長くなる傾向にあり、長期間の保護が子どもに与える影響として希望が持ちにくい生活となり、さまざまな問題行動に繋がる可能性もあることが課題となっている。 引き続きケースワーカーと連携した取組に期待したい。	
3 子どもの観察		
(1) 子どもの観察		第三者評価
NO.59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a
	【コメント】 職員は子どもと日常生活を共に過ごし、あらゆる場面について行動観察を行い、日誌に記している。子どもの日々の様子は今後の支援において重要な意味を持つものであることから、ケースワーカー、児童心理司も目を通してしている。 ケースワーカーや児童心理司との面接は定期的に設け、それ以外にも子どもから面接希望があった場合には面接している。職員は、面接後の子どもの言動等の変化に注視している。 ケースワーカーは訪問業務等多忙であるため、保護所での面会回数にも限りがあるが、児童心理司は2日に1回ほど、10分程度であっても面会に訪れている。また、毎朝の中庭でのラジオ体操の時間には、ケースワーカー、児童心理司も参加し、子どもとの関わりを持つ機会を設けている。 保護所の毎日の朝夕のミーティングでは、さまざまな職員の視点からの観察結果を共有している他、子どもへの目配り、死角を生じさせない配慮など、組織的な取組が確認できる。	
(2) 観察会議等の実施		第三者評価
NO.60	観察会議が適切に実施されているか	b
	【コメント】 子どもを保護した後は、まず受理会議を実施し、その後スタッフ会議を重ね、適宜、判定会議や援助方針会議を開いている。 児童記録票や判定会議資料等に沿って支援の見直しを含め、今後の方向性を協議しており、援助指針を決めるための会議を行っていることが確認できる。 また、職員は会議を重ね業務の引継を適切に行い、担当する子どもの状況について十分に把握することに努めている。 ただし、突発的な対応が迫られる一時保護については、子どもの情報が白紙の状態では十分な対応を取ることは難しい状況もある。今後も業務引継の徹底が望まれる。	

第三者評価結果：一時保護所

V 一時保護の開始及び解除手続き		
1 開始手続き		
(1) 保護開始に関わる支援・連携		第三者評価
NO.61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a
	【コメント】 保護者と子どもへの説明はケースワーカーの業務である。一時保護が決定すると、直ちにスタッフ会議を開催し、子どもの観察ポイント、面接予定、目標を定め方針を出し、ケースワーカーと職員の間で情報を共有している。 必要な支援は安心・安全な場所を提供をすることであり、職員が共有した情報を、援助方針会議にて共有し、次の支援へ繋げている。	
(2) 子どもの所持物		第三者評価
NO.62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
	【コメント】 保護所では、入所時に渡す“一時保護所のしおり”に、持ち込めないものをイラストと共にわかりやすく表記している。子どもの所持物について、ぬいぐるみなど本人の気持ちが落ち着くものは所持を認めている。 カードゲームなど、紛失やトラブルの原因になるものは、持ち込まないよう指導している。薬物や刃物を所持していた事例はない。入所時に、所持品チェック表を作成し、現金を含め保護所で保管し退所時に内容を確認して返却しており、適切に対応していることが確認できる。	
2 解除手続き		
(1) 保護解除に係る支援・連携		第三者評価
NO.63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a
	【コメント】 一時保護の継続判断はケースワーカーが主体となって行っている。 他の施設に入所する際や里親へ引き継ぐ際は職員が付き添い、保護所での様子を伝える他、生育歴、長所、課題等、一時保護中に得た情報をまとめた文書を渡し、引き継いでいる。 児童養護施設などの他施設や里親から、本人について問い合わせがある時には適切に対応している。	
(2) 子どもの所持物		第三者評価
NO.64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
	【コメント】 預かり品は、子どもに確認してもらい、写真を撮り、所持品チェック表を作成している。返却時には二重チェックを行っている。所持品について、退所後に保護者から申出があった場合は、ケースワーカーが対応して説明している。 触法事件に関わる保管物の返還は、ケースワーカーが警察と協議の上行っている。一時保護中に子どもの死亡等で遺留物となった事例はない。	